

令和7年度(2025年度)北海道心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領

1 趣旨

障がいの有無にかかわらず、道民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障がい者に対する道民の理解の促進を図るため、「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」（平成元年4月18日内閣総理大臣決定）及び「心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領」（令和3年3月11日内閣府特命担当大臣決定）に基づき、道民を対象に「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募するものである。

2 主催

北海道、内閣府及び札幌市の共催

なお、この事業は内閣府の「心の輪を広げる障害者理解促進事業」の一環として実施するものである。

3 募集テーマ

(1) 心の輪を広げる体験作文

出会い、ふれあい、心の輪 ー障がいのある人とない人との心のふれあい体験を広げようー

(2) 障害者週間のポスター

障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

4 応募資格

(1) 心の輪を広げる体験作文

小学生以上

(2) 障害者週間のポスター

小学生及び中学生

5 募集の方法

(1) 心の輪を広げる体験作文

ア 作文の題名（タイトル）及び内容

作文の題名（タイトル）は、自由とする。

また、作品内容は、障がいのある人とない人との心のふれあいの体験をつづったものとする。

なお、応募作品は、未発表のもの1編に限る。

イ 募集の区分

小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分とする。

ウ 応募先

応募先は、居住地を所管する総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）の保健環境部社会福祉課とする。

ただし、札幌市内居住者は札幌市とする。

エ 制限字数等

1編当たりの制限字数は、小学生区分及び中学生区分については、800字から1,600字程度（400字詰め原稿用紙2枚から4枚程度）とし、高校生区分及び一般区分については、1,600字から2,400字程度（400字詰め原稿用紙4枚から6枚程度）とする。

なお、用紙は、原則として400字詰め原稿用紙（B4判又はA4判。横向き・縦書き）とする。

第三者が知的財産権を保有する著作物及び生成AIは使用しないこと。

オ 応募者の属性等に関する資料

作品の題名、作者氏名、生年月日（年齢）、自宅住所（電話番号、FAX番号を含む）、所属学校名又は職業、障がいの有無・程度及びその他参考となる事項等を記載した応募用紙（様式1）を、作品と共に提出する。

カ 募集期間

令和7年(2025年)7月11日（金）～8月29日（金）までとする。

(2) 障害者週間のポスター

ア 作品の題名（タイトル）及び内容

作品の題名（タイトル）は、自由とする。

また、作品内容は、障がい者に対する理解促進に資するものとし、障がいのある人とな
い人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるものとする。

なお、応募作品は、未発表のもの1点に限るものとし、作品中に標語その他の文字は入
れないものとする。

イ 募集の区分

募集は、小学生区分及び中学生区分の2区分とする。

ウ 応募先

応募先は、居住地を所管する総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）の保健環
境部社会福祉課とする。

ただし、札幌市内居住者は札幌市とする。

エ 規格、画材等

規格は、画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦
542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判台紙に貼付する。

なお、内閣府が広報用のポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦向き（縦長）
のみとする。

彩色画材は、自由とする。

第三者が知的財産権を保有する著作物及び生成AIは使用しないこと。

オ 応募者の属性等に関する資料

作品の題名、作品で表現しなかった内容、作者氏名、生年月日（年齢）、自宅住所（電話
番号、FAX番号を含む）、学校名、障がいの有無・程度及びその他参考となる事項等を記載
した応募用紙（様式2）を、作品と共に提出する。

カ 募集期間

令和7年(2025年)7月11日（金）～8月29日（金）までとする。

6 北海道から内閣府への推薦作品の選定及び表彰

応募作品から内閣府へ推薦する作品を、選考会において審査の上、区分ごとに作品1編（点）以内
選定する。また、推薦作品は北海道最優秀賞の候補作品とする。

7 内閣府における作品の選定及び表彰

(1) 都道府県及び指定都市から推薦された作品は、内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣で障害者施
策を担当する者（内閣府特命担当大臣で障害者施策を担当するものが置かれていないときは、内閣
官房長官。以下「担当大臣」という。）が、「心の輪を広げる体験作文」については、小学生区分、
中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分ごとにそれぞれ最優秀賞1編、優秀賞3編及び
佳作5編程度を選定する。

また、「障害者週間のポスター」については、小学生区分及び中学生区分の2区分ごとにそれぞれ最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点程度を選定する。

なお、より多くの者に受賞の機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」のいずれも、過去を通して入賞は一度限りとする。

- (2) 入賞作品の選定は、11月上旬を目処として行われ、入賞者に対しては、内閣府から都道府県又は指定都市を通じて通知する。
- (3) 最優秀賞受賞者に対しては、内閣総理大臣からの賞状及び表彰楯を、優秀賞受賞者に対しては、内閣府特命担当大臣からの賞状及び表彰楯を、佳作受賞者に対しては、内閣府政策統括官（共生・共助担当）からの表彰楯を贈るものとする。

8 その他

- (1) 応募作品は、原則として返却しない。
- (2) 内閣府へ推薦された作品の著作権その他一切の権利は、内閣府に帰属するものとする。
また、作者（応募者）は、推薦された作品について、内閣府及びその指定した第三者に対して著作権人格権を行使しない者とする。
- (3) 全国の入賞作品については、作品集を作成し全国に配布するほか、内閣府ホームページ等に掲載し、全国的な啓発広報に活用する。
また、「障害者週間のポスター」の最優秀賞作品は、内閣府が作成する広報用ポスターの原画等として使用する。
- (4) 入賞作品の使用、編集等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。
- (5) 作品の応募において、不正等が発覚した場合、内閣府は事後に推薦の受付及び入賞を取り消すことがある。